

明石市環境教育リーダー登録制度運営要領

2026年9月24日 制定

(目的)

第1条 この要領は、環境教育リーダー（以下「リーダー」という。）による環境保全のための教育活動及び学習活動を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 市長は、市民、学校等からの依頼に基づき、これらが主催する環境保全に関する環境体験学習、観察会等に次条の規定により登録するリーダーを派遣する。

(登録)

第3条 市長は、リーダー登録申請書（様式第1号）を市長に提出した者のうちから、適当であると認められる者をリーダーとして登録する。

(任期)

第4条 リーダーの任期は、前条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けた日の属する年度の末日までとし、別段の定めがある場合を除き1年ごとに更新するものとする。

(制度の充実)

第5条 リーダーは、環境保全に関する知識及び解説能力の向上等に努めるものとする。

2 市長は、リーダーに対して環境保全に関する研修を実施するほか、リーダーの環境保全に関する知識及び解説能力の向上等に向けた支援に努めるものとする。

(登録の解除)

第6条 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、登録を解除することができる。

- (1) リーダーから辞職の申し出があったとき。
- (2) リーダーの職務の遂行に著しい支障があると認められたとき。
- (3) リーダーとしてふさわしくない行為があったと認められたとき。

(派遣対象等)

第7条 第2条の規定によるリーダーの派遣の対象は、次に掲げるとおりとする。ただし、営利を目的とするもの及び宗教的又は政治的な活動であるものについては、リーダーを派遣しないものとする。

- (1) 市内小学校における環境体験学習の授業
- (2) 環境保全に関する学習会、観察会等（小規模のものに限る。）

2 リーダーの派遣に係る時間は、1回につきおおむね2時間以内とする。

3 市長は、災害等やむを得ない事情があると認めるときは、リーダーの派遣を中止するものとする。

(派遣手続等)

第8条 リーダーの派遣を希望する者（以下「主催者」という。）は、あらかじめ環境教育リーダー派遣依頼書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼書を審査し、その結果（リーダーを派遣することを決定したときは、その結果及び派遣するリーダー名）を主催者に通知するものとする。

3 派遣されたリーダーは、前項の通知に係る主催者と連携し、学習会等の充実に努めるものとする。

(実施報告)

第9条 リーダーの派遣を受けた主催者は、当該派遣に係る学習会等の終了後、速やかに環境教育リーダー派遣実施報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(謝金)

第10条 リーダーの派遣に係る費用は、原則として支給しない。

附 則

この要領は、2026年10月1日から施行する。